



平成26年5月8日

各 位

会 社 名 **株式会社 ケーズホールディングス**

代 表 者 名 代表取締役社長 遠 藤 裕 之
(コード番号 8282 東証一部)

問 合 せ 先 執 行 役 員 高 塚 祐 二
社 長 室 長

T E L 0 2 9 - 2 2 6 - 2 7 9 4

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの導入に関する議案を、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

現行の役員報酬制度を見直し、業績や株価に連動した報酬制度を導入することでこれまで以上に当社取締役の中長期的な業績並びに企業価値の向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的としております。

2. 内容

（1）役員退職慰労金制度の廃止

当社の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止いたします。

なお、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期は各取締役及び各監査役が退任した時とします。

（2）株式報酬型ストック・オプションの導入

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役（社外取締役を除く）について、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることとし、本定時株主総会に取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容決定についての議案を付議いたします。

なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容は、以下のとおりです。

① 新株予約権の総数

毎年の定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数は800個を上限とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

③ 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株あたりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は（以下、「新株予約権者」という。）、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

⑥ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たるときには翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする
- (b) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。
- (c) その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ その他の新株予約権の内容

上記①から⑦までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本定時株主総会終結の時以降、当社子会社の取締役に対しても上記の株式報酬型ストック・オプションと同内容の新株予約権を取締役会決議により付与する予定です。

以上